

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、会社Aに雇用され、B県C市所在の同社C支店において、弁当の調理、配送の業務に従事していた。

請求人は、同年〇月〇日、弁当の入ったケースを冷蔵トラックの荷台に乗せるため持ち上げようとしたところ、右膝をひねり負傷（以下「本件負傷」という。）した。

請求人は、同月〇日、D外科に受診し「右膝内障」と診断された。請求人は、その後、Eクリニックに受診し、更にF外科に転医し「右膝関節痛、右膝大腿骨内顆部骨挫傷、右膝内障」と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもので

ある。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 本件負傷により請求人に残存する障害として評価すべきものは、請求人右膝関節の機能障害及び同部位の神経症状と認められるところ、当審査会において、改めて医師の意見を含む一切の記録を精査するも、右膝の関節の機能障害は障害等級に該当するものとは認められず、同部位の神経症状は障害等級第14級の9「局部に神経症状を残すもの」に該当するものと認められる。したがって、当審査会としても、請求人に残存する障害の程度は、決定書理由第2の2の(2)のウに説示するとおり、障害等級第14級に該当するものと判断する。

(2) なお、請求人は、請求人の右膝の症状は、変形性関節症によるものではなく、外傷性による疼痛である旨主張しているが、医学的な根拠を欠くものと言わざるを得ないものであり、採用することはできない。

3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害は障害等級第14級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。